

Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 Aichi Sky Expo 利用促進補助金（以下「補助金」という。）は、国際的、全国的な産業見本市等（以下「催事」という。）の県内への誘致を通じ、展示会産業の活性化を図ることを目的に、主催者が愛知県国際展示場における催事の開催に要する経費に対し、Aichi Sky Expo 活性化推進機構が交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象催事等)

第2条 補助金の補助対象催事、補助率、限度額等は、別表のとおりとする。ただし、補助金は暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者には交付しないものとする。

(事務局)

第3条 補助金は、Aichi Sky Expo 活性化推進機構の事務局（愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課国際展示場室）が事務局となって運営を行う。

(登録の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、Aichi Sky Expo 活性化推進機構の会長（以下「会長」という。）が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出し、補助対象催事としての登録を受けなければならない。ただし、会長が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、提出及び登録を省略することができる。

- (1) Aichi Sky Expo 利用促進補助金登録申請書（様式第1号）
- (2) 催事開催計画の概要書
- (3) 収支予算書
- (4) 主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
- (5) 主催団体の役員等の氏名及び役職並びに組織体制等を記載した書類
- (6) 暴力団員でないこと等の申立書（様式第2号）
- (7) 消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書（様式第3号）
- (8) その他会長が必要と認める書類

2 同日に開催される複数の催事的主催者が共同でシャトルバスを運行する際に、代表としてそのうちの一事業者（以下「代表申請者」という。）がシャトルバス運行費を補助対象経費として補助金の交付を申請する場合、前項第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類については、代表申請者以外の催事の主催者も作成し、代表申請者が取りまとめのうえ会長に提出するものとする。

- 3 また、前項に掲げる場合において代表申請者はその他の催事の主催者から補助金の交付並びに登録の申請及び受領に係る委任状を徴取し、会長に提出しなければならない。

(登録の審査等)

第5条 前条の補助対象催事としての登録の審査は、催事の実現性、継続性及び新規性並びに実施の効果等を踏まえ、会長が行うものとする。

- 2 会長は、前項の補助対象催事としての登録を行った催事（以下「補助対象登録催事」という。）に対し、補助金の額を内定し、通知するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 補助対象登録催事的主催者は、第4条各号に掲げる書類に記載の内容を変更（第12条に定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、Aichi Sky Expo 利用促進補助金変更申請書（様式第4号）により、会長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象登録催事の主催者は、補助対象登録催事を愛知県国際展示場で開催しないこととなったときは、会長に報告しなければならない。

(登録の取消等)

第7条 会長は、補助対象登録催事が第2条に定める要件を満たさないことが明らかになった場合又は補助対象登録催事を愛知県国際展示場で開催しない旨の報告があった場合には、補助対象登録催事としての登録を取り消すとともに、第5条第2項の規定による補助金の額の内定及び通知を取り消すものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象登録催事の主催者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助対象登録催事が開催される日の30日前までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。また、第4号から第8号に掲げる書類については、補助金の登録申請時から変更がない場合、提出を省略することができる。

- (1) Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付申請書（様式第5号）
- (2) 催事開催計画の概要書
- (3) 収支予算書
- (4) 主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
- (5) 主催団体の役員等の氏名及び役職並びに組織体制等を記載した書類
- (6) 暴力団員でないこと等の申立書（様式第2号）
- (7) 消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書（様

式第3号)

(8) その他会長が必要と認める書類

- 2 同日に開催される複数の催事の主催者が共同でシャトルバスを運行する際に、代表申請者がシャトルバス運行費を補助対象経費として補助金の交付を申請する場合、前項第2号、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類については、代表申請者以外の催事的主催者も作成し、代表申請者が取りまとめのうえ会長に提出するものとする。
- 3 また、前項に掲げる場合において代表申請者は登録申請時に提出した委任状の内容に変更がある場合、その他の催事的主催者から補助金の申請及び受領に係る委任状を徴取し、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付すること及び補助金の額を決定し、主催者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 会長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 第8条の各号に掲げる書類に記載の内容の変更(第12条に定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (2) 前条の規定により、補助金が交付されることが決定された催事(以下「補助決定催事」という。)を中止し又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。
- (3) 補助決定催事が予定の期間内に完了しない場合又は補助決定催事の遂行が困難となった場合においては、Aichi Sky Expo 利用促進補助金事故報告書(様式第6号)により速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他会長が必要と認める条件

(変更承認申請)

第11条 主催者は、前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、Aichi Sky Expo 利用促進補助金事業(変更・中止・廃止)承認申請書(第7号様式)を会長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第12条 第6条及び第10条に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える経費の変更。

- (2) 主催者、名称又は開催期間の変更。
- (3) シャトルバス運行費を補助対象経費として交付を申請した場合における、シャトルバスの運行期間及び運行区間の変更。

(実績報告)

第 13 条 補助決定催事の主催者は、補助決定催事の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。

- (1) Aichi Sky Expo 利用促進補助金実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 催事開催実績の概要書
- (3) 収支決算書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(検査等)

第 14 条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容に関する審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助決定催事が補助金の交付決定の内容及びこれらに付した条件に適合するか確認し、及び補助金の額の確定を行い、並びにその通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 主催者は、補助金の額の確定後、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付請求書（様式第 9 号）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第 16 条 会長は、前条の規定にかかわらず、補助金の目的を達成するため又は補助決定催事の性質上、催事の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、第 9 条の規定により決定された補助金の額の全部又は一部を補助決定催事の開催前に交付することができる。

- 2 補助決定催事的主催者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第 9 条の規定による通知を受けた後、Aichi Sky Expo 利用促進補助金概算払請求書（様式第 10 号）に、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付決定通知書の写しを添えて、会長に対し、その定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。
- 3 会長は、第 14 条の規定による額の確定を行った際、本条第 2 項の規定による

支払い済みの補助金の額が、第 14 条の規定により確定された補助金の額を超えている場合は、期限を定めて、当該超過額の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取り消し)

第 17 条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助金の交付に関して付された条件に反したとき。
- (3) 催事の開催の見込みがないとき。
- (4) 第 8 条各号に掲げる書類に虚偽又は事実と著しく異なる記載があったとき。
- (5) 主催者が、この要綱に定める事項に違反したとき。

(補助金の経理)

第 18 条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助決定催事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、補助決定催事の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

(調査)

第 19 条 会長は、必要があると認める場合は、補助対象登録催事又は補助決定催事の主催者に対し報告を求め、又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、この要綱により補助金の交付を受けた者に関しては、補助決定催事が完了した後においても適用があるものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 9 月 18 日から施行し、令和元年度及び令和 2 年度に開催される催事に適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象となる催事	補助対象経費	補助率	限度額
次に掲げる要件をすべて満たす催事とする。 ・愛知県又は愛知県が所属する協議会などの団体が、主催者（愛知県が単独で主催する場合を除く。）、共催者、実行委員会や協議会の構成員、後援など、関与していること。 ・主たる会場が愛知県国際展示場であること。 ・愛知県国際展示場の展示ホール（附室のみの利用の場合は不可）を利用すること。 ・令和5年度に開催されるものであること。 ・展示会産業の振興に寄与するものであること。 ・政治目的又は宗教目的を有しないものであること。 ・国、愛知県及び他の地方公共団体等から本補助金の交付を申請する補助対象経費に関する補助金等の交付を受けていないこと。 ・なお、後援の場合は以下のいずれかに当てはまる催事に限定 1. BtoB 商談を含む展示会（以下「BtoB 展示会」という。） ・愛知県含む地域の産業と経済の発展に寄与する催事 ・BtoB の商談を含む展示会、商談会、見本市 ・平日を含む2日以上開催される催事 2. 国際的な催事 ・以下のいずれかに当てはまる催事	1. 愛知県国際展示場の利用料金（以下、「会場利用料金」という）（自動車ごとに許可を受けて駐車場・屋外展示等用地を利用する場合を除く。附属設備に係る利用料金及び展示ホールの電力、ガス若しくは水道若しくは駐車場・屋外展示等用地の水道を使用する場合に加算される実費を含む。） 2. 愛知県国際展示場と県内主要箇所の間を結び、一般来場者を輸送するためのシャトルバス運行に係る次に掲げる経費（以下「シャトルバス運行費」という。） ・貸切バス手配経費 ・誘導員配置経費 ・案内看板設置経費 ・通信費 ただし、1. 会場利用料金及び2. シャ	1. 会場利用料金 ・1/2 以内 ただし、Aichi Sky Expo で初めて開催される BtoB 展示会については10/10 以内とする。 2. シャトルバス運行費 ・1/2 以内	1. 会場利用料金 ・10,000 千円 ただし、Aichi Sky Expo で初めて開催される BtoB 展示会については20,000 千円とする。 2. シャトルバス運行費 ・100 千円＋750 千円×開催日数

(1) 国際会議：日本を含む3カ国以上の国から 300 名以上の参加者が参加しそのうち海外参加者数が 50 人以上、日数が3日以上 の催事 (2) その他の国際的な催事：以下のいずれかに該当する催事 (ア) 海外に所在する国際的な団体の主催による催事 (イ) 来場者、出展者、出演者など、催事に参加する個人、団体の 30% 程度以上が海外から参加する催事 (ウ) きわめて国際性が高く、日本を含む3カ国以上の国からの参加がある催事 (エ) 保税展示を含む催事 3. 大規模催事 ・愛知県、常滑市など周辺地域への経済波及効果が認められる催事 ・愛知県国際展示場の展示ホールを利用し、延べ 150,000 m²以上の面積（屋外展示等用地利用分を含む）を利用する催事 また、右記補助対象経費のうち2.に掲げる経費について補助金の交付を申請する場合は、追加で以下の要件を満たすこと。 ・会期中のいずれかの日に愛知県国際展示場の展示ホール及び屋外展示等用地を同時に 25,000 m²以上利用する催事 ただし、同日に開催される複数の催事の主催者が共同でシャトルバスを運行する際に、その利用面積の合計が 25,000 m²以上である場合は、代表としてそれらの主催者のうちの一事業者が申請することも可能とする。	トルバス運行費ともに消費税及び地方消費税の額は除く（消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。）こととし、 2. シャトルバス運行費については補助対象事業において収入が生じた際には、当該収入相当額を減額した額を補助対象経費とする。		
---	---	--	--

様式第1号（第4条関係）

Aichi Sky Expo 利用促進補助金登録申請書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

Aichi Sky Expo 利用促進補助金の登録を受けたいので、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 催事の名称

2 開催日程

3 開催場所

4 開催計画の概要

別紙1「催事開催計画の概要書」のとおり

5 添付書類

(1) 収支予算書（別紙2・別紙3）

(2) 主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類

(3) 主催団体の役員等の氏名及び役職並びに組織体制等を記載した書類

(4) 暴力団員でないこと等の申立書（様式第2号）

(5) 消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書（様式第3号）

(6) その他当該催事に関する書類

(1)収支予算書については交付を申請する補助対象経費に応じて「別紙2〔会場利用料金用〕」及び「別紙3〔シャトルバス運行費用〕」のいずれか又は双方を提出すること。

(別紙 1)

催事開催計画の概要書

催事の名称	和文名： 英文名：
開催日程	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 () 日間
主催者	名 称： 住 所：
事務局	名 称： 住 所： 担当者： 電 話： E-mail：
共催・後援・ 協賛予定団体名	
後援の場合はいずれか を選択し根拠を記載の こと	1. BtoB 商談を含む展示会 2. 国際的な催事 3. 大規模催事 根拠： ※根拠資料を別紙にて提出のこと
催事開催の趣旨・内容	
予定参加者数	合計 人
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)

開催実績	(前回) 年 月 日 ～ 年 月 日 開催地： 参加者数： 人 (前々回) 年 月 日 ～ 年 月 日 開催地： 参加者数： 人
備考	

※ 要件を満たさない場合は登録できません。

※ シャトルバス運行費を補助対象経費として申請する場合 (別添)「シャトルバス運行事業実施計画の概要書」も併せて提出すること。

(別添)

シャトルバス運行事業実施計画の概要書

シャトルバス運行日程	年 月 日 () ～ 年 月 日 () 日間
運行責任者 (委託事業者等)	名 称 : 住 所 :
発着所	
想定ダイヤ	(始発時間、終発時間及び大まかな発時間を記載)
想定乗車人数	合計 人
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)
共同運行の有無	有 ・ 無 (共同でシャトルバスを運行する催事の名称及び主催者) 名 称 : 主催者 :
備考	

※ 時刻表及び発着所、想定乗車人数の案の内容がわかる資料を添付すること。

※ 複数の催事的主催者により共同でシャトルバスを運行する場合、想定乗車人数等については、全ての催事のシャトルバスの想定乗車人数の合計を記入すること。

(別紙2)

収支予算書 [会場利用料金用]

[収入の部]

(単位：円)

項目	予算	備考
補助金		うち Aichi Sky Expo 活性化推進機構 円
合計		

[支出の部]

(単位：円)

項目	予算	備考
会場借上費		
合 計		

※対象経費は、消費税及び地方消費税相当分を除くこと（消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。）。

※対象経費の内訳を別紙に記載すること。

対象経費内訳書

(単位：円)

項 目	内 訳		予 算
会場借上費	展示ホール・会議室の利用料金		
	附属設備の利用料金	(一式)	
	展示ホールの電力、ガス若しくは水道 又は駐車場・屋外展示等用地の水道を 使用する場合に利用料金に加算され る実費		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
対象経費合計			

(別紙3)

収支予算書 [シャトルバス運行費用]

[収入の部]

(単位：円)

項目	予算	備考
合 計…①		

[支出の部]

(単位：円)

項目	予算	備考
貸切バス手配経費		
案内看板設置経費		
誘導員配置経費		
通信費		
合 計…②		

補助対象経費…③		②－①
③×1／2…④		
上限額…⑤		10万円＋75万円×催事日数
補助額		④又は⑤いずれか低い方

※対象経費は、消費税及び地方消費税相当分を除くこと（消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。）。

※対象経費の内訳を別紙に記載すること。

※複数の催事の主催者により共同でシャトルバスを運行する場合、収入及び支出の予算額については、全ての催事的主催者のシャトルバスの運行に係る収入及び支出の予算額の合計を記入すること。

対象経費内訳書

(単位：円)

項 目	内 訳			予 算
貸切バス手配経費				
	小 計			
案内看板設置経費				
	小 計			
誘導員配置経費				
	小 計			
通信費				
	小 計			
対象経費合計				

(別紙4)

委任状

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

下記の事項について、下記の者に委任します。

記

委任事項

- 1 Aichi Sky Expo 利用促進補助金の登録申請及び交付の申請
- 2 Aichi Sky Expo 利用促進補助金の受領

委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

受任者

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

備考 同日に開催される複数の催事の主催者が共同でシャトルバスを運行する場合、代表申請者以外の主催者が作成し、代表申請者を通して会長に提出すること。

様式第2号（第2条関係）

(申請する皆様へ)

- 1 Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第 2 条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、同要綱第 17 条の規定により交付決定を取り消します。
- 2 この計画書に係る補助金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警察本部長に申請者の申請書に記載されている情報を提供し、その意見を聴くことがあります。

申 立 書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

Aichi Sky Expo 利用促進補助金を申請するに当たり、当団体が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを申し立てます。

役 員 一 覧 表

[illegible]

申 立 書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

Aichi Sky Expo 利用促進補助金を申請するに当たり、次表の消費税法第 5 条の規定により納税義務者とならない者等に該当することを申し立てます。

チェック欄	項目
	(i) 消費税法第 5 条の規定により納税義務者とならない者
	(ii) 消費税法第 9 条第 1 項の規定により消費税を納める義務が免除される者
	(iii) 消費税法第 37 条第 1 項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者
	(iv) 消費税法第 60 条第 4 項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者
	(v) 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

備考 該当する項目のチェック欄に「○」を付すること。

Aichi Sky Expo 利用促進補助金変更申請書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で登録通知を受けた催事について、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 催事の名称

2 変更の内容
（変更前）

（変更後）

3 変更の理由

※変更後の開催計画書、収支予算書等変更内容の詳細が分かる書類を添付すること。

Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付申請書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

Aichi Sky Expo 利用促進補助金の交付を受けたいので、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 催事の名称
- 2 開催日程
- 3 開催場所
- 4 開催計画の概要
別紙1「催事開催計画の概要書」のとおり
- 5 添付書類
 - (1)収支予算書（別紙2・別紙3）
 - (2)主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
 - (3)主催団体の役員等の氏名及び役職並びに組織体制等を記載した書類
 - (4)暴力団員でないこと等の申立書（様式第2号）
 - (5)消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書（様式第3号）
 - (6)その他当該催事に関する書類

(1)収支予算書については交付を申請する補助対象経費に応じて「別紙2〔会場利用料金用〕」及び「別紙3〔シャトルバス運行費用〕」のいずれか又は双方を提出すること。

(別紙1)

催事開催計画の概要書

催事の名称	和文名： 英文名：
開催日程	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 () 日間
主催者	名 称： 住 所：
事務局	名 称： 住 所： 担当者： 電 話： E-mail：
共催・後援・ 協賛予定団体名	
催事開催の趣旨・内容	
後援の場合はいずれか を選択し根拠を記載の こと	1. BtoB 商談を含む展示会 2. 国際的な催事 3. 大規模催事 根拠： ※根拠資料を別紙にて提出のこと
予定参加者数	合計 人
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)

開催実績	(前回) 年 月 日 ～ 年 月 日 開催地： 参加者数： 人 (前々回) 年 月 日 ～ 年 月 日 開催地： 参加者数： 人
備考	

※ 要件を満たさない場合は登録を取り消します。

※ シャトルバス運行費を補助対象経費として申請する場合 (別添)「シャトルバス運行事業実施計画の概要書」も併せて提出すること。

(別添)

シャトルバス運行事業実施計画の概要書

シャトルバス運行日程	年 月 日 () ～ 年 月 日 () 日間
運行責任者 (委託事業者等)	名 称 : 住 所 :
発着所	
想定ダイヤ	(始発時間、終発時間及び大まかな発時間を記載)
想定乗車人数	合計 人
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)
共同運行の有無	有 ・ 無 (共同でシャトルバスを運行する催事の名称及び主催者) 名 称 : 主催者 :
備考	

※ 時刻表及び発着所、想定乗車人数の案の内容がわかる資料を添付すること。

※ 複数の催事的主催者により共同でシャトルバスを運行する場合、想定乗車人数等については、全ての催事のシャトルバスの想定乗車人数の合計を記入すること。

(別紙2)

収支予算書 [会場利用料金用]

[収入の部]

(単位：円)

項目	予算	備考
補助金		うち Aichi Sky Expo 活性化推進機構 円
合計		

[支出の部]

(単位：円)

項目	予算	備考
会場借上費		
合 計		

※ 対象経費は、消費税及び地方消費税相当分を除くこと（消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。）。

※ 対象経費の内訳を別紙に記載すること。

対象経費内訳書

(単位：円)

項 目	内 訳		予 算
会場借上費	展示ホール・会議室の利用料金		
	附属設備の利用料金	(一式)	
	展示ホールの電力、ガス若しくは水道 又は駐車場・屋外展示等用地の水道を 使用する場合に利用料金に加算され る実費		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
対象経費合計			

(別紙3)

収支予算書 [シャトルバス運行費用]

[収入の部]

(単位：円)

項目	予算	備考
合 計…①		

[支出の部]

(単位：円)

項目	予算	備考
貸切バス手配経費		
案内看板設置経費		
誘導員配置経費		
通信費		
合 計…②		

補助対象経費…③		②－①
③×1／2…④		
上限額…⑤		10万円＋75万円×催事日数
補助額		④又は⑤いずれか低い方

※対象経費は、消費税及び地方消費税相当分を除くこと（消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。）。

※対象経費の内訳を別紙に記載すること。

※複数の催事の主催者により共同でシャトルバスを運行する場合、収入及び支出の予算額については、全ての催事的主催者のシャトルバスの運行に係る収入及び支出の予算額の合計を記入すること。

対象経費内訳書

(単位：円)

項 目	内 訳			予 算
貸切バス手配経費				
	小 計			
案内看板設置経費				
	小 計			
誘導員配置経費				
	小 計			
通信費				
	小 計			
対象経費合計				

Aichi Sky Expo 利用促進補助金変更事故報告書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助催事の内容を次のとおり（変更・中止・廃止）について、下記のとおり Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第10条第1項第3号に掲げる事由が発生したため、同規定により報告します。

記

- 1 催事の名称
- 2 催事の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 発生した事由の内容及び原因
- 5 発生した事由に対する措置
- 6 催事開催の見込み

※事由発生後の開催計画書、収支予算書等変更内容の詳細が分かる書類を添付すること。

Aichi Sky Expo 利用促進補助金（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助催事の内容を次のとおり（変更・中止・廃止）について承認を受けたいので、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 催事の名称
- 2 （変更・中止・廃止）の内容
（（変更・中止・廃止）前）

（（変更・中止・廃止）後）
- 3 （変更・中止・廃止）の理由

※変更後の開催計画書、収支予算書等変更内容の詳細が分かる書類を添付すること。

Aichi Sky Expo 利用促進補助金実績報告書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった Aichi Sky Expo 利用促進補助金について、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 催事の名称
- 2 開催日程
- 3 開催実績の概要
別紙1「催事開催実績の概要書」のとおり
- 4 添付書類
(1)収支決算書（別紙2・別紙3）
(2)その他当該催事に関する書類

(1)収支決算書については交付を申請する補助対象経費に応じて「別紙2〔会場利用料金用〕」及び「別紙3〔シャトルバス運行費用〕」のいずれか又は双方を提出すること。
--

(別紙 1)

催事開催実績の概要書

催事の名称	和文名： 英文名：
開催日程	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 () 日間
主催者	名 称： 住 所：
事務局	名 称： 住 所： 担当者： 電 話： E-mail：
共催・後援・ 協賛団体名	
催事の内容・成果	
後援の場合はいずれか を選択し根拠を記載の こと	1. BtoB 商談を含む展示会 2. 国際的な催事 3. 大規模催事 根拠： ※根拠資料を別紙にて提出のこと
参加者数	合計 人
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)

開催実績	(前回)
	年 月 日 ～ 年 月 日
	開催地： 参加者数： 人
	(前々回)
	年 月 日 ～ 年 月 日
	開催地： 参加者数： 人
備考	

- ※ 本書の記載事項を補足するため、開催報告書、参加登録者名簿、プログラム・催事資料等の印刷物、会場図面及び写真等の参考資料を添付すること。
- ※ 要件を満たさない場合は交付決定を取り消します。
- ※ シャトルバス運行費を補助対象経費として申請する場合（別添）「シャトルバス運行事業実施実績の概要書」も併せて提出すること。

(別添)

シャトルバス運行事業実施実績の概要書

シャトルバス運行日程	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 () 日間
運行責任者 (委託事業者等)	名 称 : 住 所 :
発着所	
ダイヤ	別紙のとおり
乗車人数	合計 人 (内訳は別紙のとおり)
他の補助金の有無	有 ・ 無 (内容)
共同運行の有無	有 ・ 無 (共同でシャトルバスを運行する催事の名称及び主催者) 名 称 : 主催者 :
備考	

※本書の記載事項を補足するため、時刻表及び発着所、乗車人数等、運行実績の内容がわかる資料を添付すること。

※複数の催事的主催者により共同でシャトルバスを運行する場合、乗車人数については、全ての催事のシャトルバスの乗車人数の合計を記入すること。

(別紙2)

収支決算書 [会場利用料金用]

[収入の部]

(単位：円)

項目	決算	備考
補助金		うち Aichi Sky Expo 活性化推進機構 円
合計		

[支出の部]

(単位：円)

項目	決算	備考
会場借上費		
合 計		

※対象経費は、消費税及び地方消費税相当分を除くこと（消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。）。

※対象経費の内訳を別紙に記載すること。

対象経費内訳書

(単位：円)

項 目	内 訳		決 算
会場借上費	展示ホール・会議室の利用料金		
	附属設備の利用料金	(一式)	
	展示ホールの電力、ガス若しくは水道 又は駐車場・屋外展示等用地の水道を 使用する場合に利用料金に加算され る実費		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
	小 計		
対象経費合計			

(別紙3)

収支決算書 [シャトルバス運行費用]

[収入の部]

(単位：円)

項目	決算	備考
合 計…①		

[支出の部]

(単位：円)

項目	決算	備考
貸切バス手配経費		
案内看板設置経費		
誘導員配置経費		
通信費		
合 計…②		

補助対象経費…③		②－①
③×1／2…④		
上限額…⑤		10万円＋75万円×催事日数
補助額		④又は⑤いずれか低い方

※対象経費は、消費税及び地方消費税相当分を除くこと（消費税法第5条の規定により納税義務者とならないこと等の申立書を提出する場合を除く。）。

※対象経費の内訳を別紙に記載すること。

※複数の催事の主催者により共同でシャトルバスを運行する場合、収入及び支出については、全ての催事的主催者のシャトルバスの運行に係る収入及び支出の合計を記入すること。

対象経費内訳書

(単位：円)

項 目	内 訳			決 算
貸切バス手配経費				
	小 計			
案内看板設置経費				
	小 計			
誘導員配置経費				
	小 計			
通信費				
	小 計			
対象経費合計				

Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付請求書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった Aichi Sky Expo 利用促進補助金について、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

備考 本様式は、第16条第1項の規定による補助金の概算払いが行われていない場合に使用する。

Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付請求書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）
住 所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった Aichi Sky Expo 利用促進補助金について、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補 助 金 額 金 円

概算払済額 金 円

差引請求額 金 円

備考 本様式は、第 16 条第 1 項の規定による補助金の概算払いが行われている場合に使用する。

Aichi Sky Expo 利用促進補助金概算払請求書

年 月 日

Aichi Sky Expo 活性化推進機構会長 殿

（申請者）
住 所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった Aichi Sky Expo 利用促進補助金について、Aichi Sky Expo 利用促進補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

【催事の完了前に補助金を交付する必要がある具体的な理由及び必要額の積算根拠】